

新型コロナウイルス感染拡大に伴うきっぷの取扱いについて

新型コロナウイルス感染拡大に伴う「緊急事態宣言」の発出等により、ご旅行を見合わせたお客様に対しては、以下のとおり切符の払い戻しをいたしますので駅窓口へご相談ください。

【(定期乗車券・普通回数乗車券を除く) 乗車券類の払い戻しについて】

●無手数料による払い戻しについて

以下の乗車券類については、2021年4月25日から2021年9月30日までの日を有効期間に含むものに限り、無手数料にて払い戻しいたします。

- ・普通乗車券、特急券、グリーン券、指定席券等
- ・おトクなきっぷ（JR）

※乗車券類の区間・払い戻しを行う駅の所在地にかかわらず対象となります。

※「おトクなきっぷ」につきましては、伊豆急行線の各駅では対応いたしかねますので、各商品の発売を行っている窓口にお申し出ください。

※本取扱開始前に払い戻しを受けられたお客様に対する、手数料相当額の返金はいたしかねますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

●払い戻しお申し出日の特例について

上記の乗車券類の内、次の条件をすべて満たすものにつきましては、2022年9月30日までは、実際のお申し出日に関わらず、有効期間内に払い戻しのお申し出をされたものとして取扱います。

条件①

緊急事態宣言発出に伴う外出自粛を事由とする払い戻しのお申し出であること。

条件②

緊急事態措置期間（2021年4月25日から2021年9月30日まで）の日が乗車券類の有効期間に含まれていること。

※2021年8月20日から2021年9月30日までの日を有効期間に含むものに限り利用区間が伊豆急行線内のみの場合も対象となります。

【定期乗車券・普通回数乗車券の払い戻しについて】

●対象となる定期乗車券・普通回数乗車券について

緊急事態宣言の発出に伴い、定期乗車券・普通回数乗車券をご使用にならないお客様に対しては、次の条件すべてを満たす場合、緊急事態措置を行う期間の最終日の翌日から起算して1年間は、実際のお申し出日に関わらず、下表の該当日に払い戻しのお申し出をされたものとして取扱います。

条件①

緊急事態措置発効日前日までにお求めになったものであること

条件②

緊急事態措置期間の全部またはその一部期間が有効期間に含まれていること

条件③

券面表示区間に緊急事態措置の対象都道府県に所在する駅が含まれていること

※静岡県以外の緊急事態措置期間（2021年4月25日から8月19日）の日のみが有効期間に含まれている場合で、伊豆急行線のものとはJR線（伊東～対象都道府県に所在する駅）のものを併用する場合は、伊豆急行線のものも含め対象となります。

※2021年8月20日から2021年9月30日までの日を有効期間に含むものについては、利用区間が伊豆急行線のみの場合も対象となります。

●特例による払い戻し申し出日の取扱い

種別	券面有効期間等	申し出日の特例
定期乗車券	緊急事態措置発効日前日までに有効開始のもの	緊急事態措置発効前日のお申し出として取扱う
	緊急事態措置発効後に有効開始のもの	未使用の場合 →有効開始日の前日のお申し出として取扱う 使用した場合 →最後に使用した日のお申し出として取扱う
普通回数乗車券		有効期間内のお申し出として取扱う

【えきねっと予約の取扱いについて】

えきねっと予約（切符受け取り前のご予約）等については、各サービスのお問い合わせ窓口までご相談ください。

【旅行会社が発売する商品の取扱いについて】

旅行会社が発売する商品につきましては、お求めになった旅行会社にお問い合わせください。

お問い合わせ先：運輸部運輸課 0557-53-1115（除く土休日 9:30～17:30）

伊豆急行株式会社